

# 相続が発生した！

## 相続発生後編\_5 —遺産分割協議③—

2024.4.25

小川FP・行政書士事務所  
あいちライフサイクルマネー  
小川 佳宏

## 本日、是非、知っていただきたいこと（続き）

- ✓ 遺産分割協議はステップごとに漏れのないようにすすめます。そのため、被相続人が事前に遺言書を残しておくと比較的、楽に進めることができます。
- ✓ ステップは、1. 相続人の確定、2. 相続財産の確定、3. 遺産分割協議、4. 遺産分割協議書の作成、自署捺印、5. 名義変更など相続手続と先を見て進めます。
- ✓ 行政書士をいれてアドバイスをもらいながら分割協議を行い、依頼できる業務は依頼して進めるとよいでしょう。

# 遺産分割協議書 ～財産調査と確定～

遺産分割協議を揉めないためにも、まずはしっかりとした財産調査と財産目録の作成をします。

相続人を確定する



相続財産を確定する



遺産分割協議を行う



遺産分割協議書の作成、署名、捺印

## ✓有価証券

・証券保管振替機構（「ほふり」）で死亡した人の上場株式等の確認ができます。又は、郵便物（取引報告書など）からも確認できるでしょう。

「登録済加入者情報の開示請求（以下「開示請求」）は、上場株式等に係る口座が開設されている証券会社、信託銀行等（口座管理機関）を有料で確認することができる制度です。」

登録済加入者情報通知書の見方及び利用方法  
登録済加入者情報通知書

みほん  
株式会社 証券保管振替機構  
XXXX年XX月XX日

保振 太郎様  
東京都中央区日本橋兜町7番1号 KABUTO ONE

〈名寄せ状況に関する情報〉  
名寄せされている加入者の口座

加入者口座コード	口座を開設している口座管理機関の名称	加入者口座コード	口座を開設している口座管理機関の名称
1234560 -	12345678901234 ○○証券株式会社		
2345680 -	23456789012345 △△証券株式会社		
3456760 -	34567890123456 ※ □□信託銀行株式会社		

調査時点の口座開設先の情報が表示されます(残高がない場合を含む)。  
口座開設先における株式の保有銘柄、株数等の保有状況、取扱支店及び相続手続きは、記載の証券会社、信託銀行にお問い合わせください。  
お問い合わせの際は、スムーズなお手続きのために株主を特定する加入者口座コードをお伝えください。  
なお、口座開設先の連絡先は、ご自身で調べていただきますようお願いいたします。

「※」が表示されている、株式数比例配分方式非取扱機関とは、証券会社で配当金を受け取る方式を取り扱っていない口座管理機関です。

・銘柄は各証券会社に確認して残高証明書入手します。

・非上場会社株式、外国株式は保振機構では確認できません。

・郵送で2～3週間かかります。

(出所：証券保管振替機構HP)

# 遺産分割協議書 ～財産調査と確定～

負の財産は借入金のみならず保証人債務の有無も確認し、正の財産より多い場合、相続放棄も検討します。

相続人を確定する



相続財産を確定する



遺産分割協議を行う



遺産分割協議書の作成、署名、捺印

## ✓借金

・ 信用情報調査機関に確認します。

①**JICC（日本信用情報機構）** — JICCに加盟している会員会社との契約内容や支払い状況等の信用情報を確認

[日本信用情報機構（JICC）指定信用情報機関](#)

②**全国銀行個人信用情報センター** — ローンやクレジット情報

[全国銀行個人信用情報センター | 全銀協の活動を知りたい方 | 一般社団法人 全国銀行協会 \(zenginkyo.or.jp\)](#)

③**CIC（指定信用情報機関）** — 割賦販売や消費者ローン等のクレジット事業を営む企業を会員とする信用情報機関

[CICとは | 指定信用情報機関のCIC](#)

## ✓保証人

・ 契約書を確認するしかありません。

# 遺産分割協議書 ～財産調査と確定～

遺産分割協議を揉めないためにも、まずはしっかりとした財産調査と財産目録の作成をします。

相続人を確定する



相続財産を確定する



遺産分割協議を行う



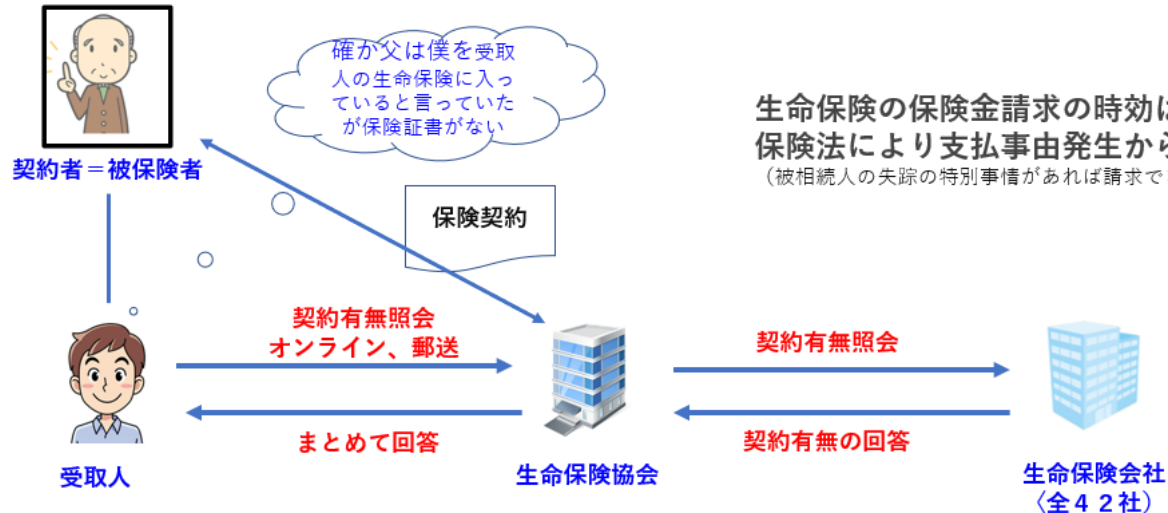
遺産分割協議書の作成、署名、捺印

## ✓生命保険

・ 保険者が死亡、又は認知判断能力が低下（医師の診断書が必要）した場合、**生命保険契約書照会制度**で家族が契約している生命保険の有無を照会できます。

[生命保険契約照会制度のご案内 | 生命保険協会 \(seiho.or.jp\)](http://seiho.or.jp)

・ 時効は3年なので、契約の有無がわからない場合は時効にならないように照会することが必要です。オンライン、郵送でもできます。



生命保険の保険金請求の時効は、**保険法により支払事由発生から3年**  
(被相続人の失踪の特別事情があれば請求できるかも。)

照会 3,000円/件  
公的書類費用、診断書費用

# 遺産分割協議 ～上手な進め方～

士業が入ってスムーズに協議をリードすることもできます。特に行政書士は遺産分割、その後の相続手続で多くのことができますので利用を検討するとよいでしょう。

相続人を確定する



相続財産を確定する



遺産分割協議を行う



遺産分割協議書の作成、署名、捺印

相続関係説明図、相続財産目録、遺産分割協議書の案を作成、準備します。  
⇒ **行政書士が作成します。**

相続関係説明図、相続財産目録、遺産分割協議書の案を相続人に配布し、**内容を説明します。**  
⇒ 評価証明や残高証明も添付をして説明します。**士業が司会進行役**を務めることがよい。

**配布、説明した資料と内容をもとに相続人同士で話し合います。**

- ① 全員で直接会って協議します。要は腹を割って話すことが最善です。遠方者の場合、郵送、事前配布、Zoom、電話で参加します。
- ② 士業が司会進行役をし交通整理をするとよいでしょう。
- ③ きちんとした相続関係説明図、財産目録を準備しておきます。
- ④ 法定相続割合を確保するようにするのが原則です。できない場合の合理的な理由も司会役は説明するようにしましょう。特定の相続人の被相続人への寄与分などを考慮することができるかもしれません。
- ⑤ 時には妥協し、相続人同士で譲り合う気持ちも大切です。

# 遺産分割協議書 ～作成の手順～

諸手続には、遺産分割協議書 + 実印 + 印鑑証明書が必要になります。

遺産分割協議書

平成〇年〇月〇日に死亡した被相続人〇〇〇〇の遺産について、  
相続人全員による協議の結果、下記のとおり決定した。

1. 相続人〇〇〇〇はすべての相続財産を取得する。  
2. 相続人〇〇〇〇は遺産を何も取得しない。

平成〇年〇月〇日

相続人	住 所		印
氏 名			
相続人	住 所		印
氏 名			



✓法定相続人全員で行います。  
(18歳以上で、18歳未満は特別代理人を家裁に申請します)  
(行政書士では申請できない)

遺言書がない場合や、遺言書の内容と異なる場合は必要です。

✓必ずしも実印である必要はありませんが、不動産の登記等、実印が必要なので、実質的には**実印にする必要**があります。

✓不動産等の**名義変更**や金融機関での通帳の名義変更で必要になります。

# 行政書士ができる遺産分割、相続手続

信頼おける行政書士に依頼して分割協議と相続手続をすると便利です。

## ① 相続人の調査

戸籍の収集

被相続人――出生から死亡までの戸籍謄本、除籍謄本

相続人――相続人全員の戸籍謄本又は抄本

住民票

被相続人――住民票の除票

相続人――法定相続情報一覧図に相続人住所を記載する場合（任意）

## ② 相続関係説明図、又は法定相続情報一覧図の作成

相続関係一覧図――相続人と被相続人との関係性を図示（様式は特にありません）

法定相続情報一覧図――法定相続人を明確にして法務局が認証する形式

## ③ 相続財産の調査（プラスの財産）

- ・現金、預貯金、生命保険、非上場株式
- ・土地、建物、借地権など
- ・上場株式、国債、投資信託、受取手形、会員権
- ・自動車、金など貴金属、絵画骨董
- ・売掛金、貸付金（対会社等）、損害賠償請求権
- ・特許権、商標権など

## （マイナスの財産）

- ・銀行借入金、住宅ローン（団信確認）
- ・保証債務、公租公課
- ・個人事業債務（買掛金、支払手形）など

相続人の確定

相続財産の確定

8





# 行政書士ができる遺産分割、相続手続

信頼おける行政書士に依頼して分割協議と相続手続をすると便利です。

## ④ 財産目録の作成

残高証明書の発行——銀行預金、証券会社、出資金など評価して協議の元資料になります  
不動産の登記事項証明書、固定資産税評価明細書、固定資産名寄帳取得  
財産調査結果を記載する（様式ない）

## ⑤ 遺産分割協議書の作成

相続人間の協議支援（争いには関与できません）  
相続人により合意された遺産分割の結果を文書にします  
特に法定の形式はありません。後の相続手続に必要なため漏れなく正確に記載します

## ⑥ 銀行や証券会社での手続

名義変更手続きや解約手続、相続人間の資金振替をします

## ⑦ 自動車の名義変更

被相続人と相続人の戸籍謄本、抄本  
遺産分割協議書（誰が相続するかの明記します）

※ 不動産の登記変更は業際上、行政書士はできません。司法書士へ依頼します。  
又は、個人として遺言執行者を受任していれば名義変更が可能になりますので、遺言書作成の支援をさせて頂く場合など、当事務所でも遺言執行者の受任が可能です。

財産確定

分割協議

相続手続

# 業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

## ● 個人のお客様のご相談

### ◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

### ◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

### ◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

## ● 各種セミナー

### ◆ 世代別セミナー

### ◆ テーマ別セミナー